

5. 大阪体育学研究編集規程

- 1 大阪体育学研究編集委員会規程に定められた大阪体育学研究の発行に関する事業を行うため、この規程を設ける。
- 2 大阪体育学研究は大阪体育学会の機関誌として年1回発行するものとし、その時期は原則として2月1日とする。
- 3 本機関誌に掲載する論文は原則として次の通りとする。
 - 1) 総説
 - 2) 原著論文
 - 3) 実践研究
 - 4) 短報
 - 5) 問題提起
 - 6) その他
 - 7) 二次出版
- 4 別冊は実費とする。
- 5 本機関紙に掲載された論文などの著作権の一切（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本学会に帰属又は譲渡されるものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。

附則

- 1) 平成3月12月15日より施行する。
- 2) 平成9年11月22日より施行する。
- 3) 平成19年3月24日より施行する。
- 4) 平成25年12月7日より施行する。
- 5) 平成26年3月1日より施行する。
- 6) 平成29年4月1日より施行する。
- 7) 令和6年3月17日より施行する。